

制 定 の 趣 旨

1. 制定の趣旨

排水に係る計画基準は、昭和29年12月1日に農林省農地局による「土地改良事業計画設計基準 第2部 計画 第2編 排水」の制定に始まり、平成31年4月4日に「土地改良事業計画設計基準 計画 排水」として全面的に改められ制定された。

その後、現行基準が制定されてから5年以上が経過し、この間、令和6年の食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の改正の過程で、食料・農業・農村政策の新たな展開方向の具体的な施策の内容として「気候変動に伴い一層頻発化・激甚化する災害への対応として、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和6年度中に排水に係る基準等の見直しを検討する」ととされ、改正法には、「気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにする」こと等が新たに位置付けられた。

このような動きを踏まえ、近年、気候変動に伴い一層頻発化・激甚化する災害への対応として、将来の降雨予測に基づく計画策定手法を確立したことから、その方法を排水に係る土地改良事業の計画に反映するため、今般、本基準の内容を改めて制定した。主な内容は以下のとおり。

・「基準本文」

事業計画作成に必要な概査及び精査において、調査項目である「気象及び水文」に加え、今後は研究開発された気候予測データを調査し活用するため、調査の対象に「気候」を明記した。

・「基準の運用」及び「基準及び運用の解説」

計画基準降雨を推定する際には、気象観測資料の実績降雨に基づく確率降雨量に、気候予測資料により求めた降雨量変化倍率を乗じることを基本とすることとし、これを明記した。また、計画基準降雨は、適切な理由があれば、上記の降雨量変化倍率を用いずに近年の降雨資料（気象観測資料）を用いて推定することも可能であること、上下流で整備水準の整合を図ることにも留意が必要であることを明記した。

2. 制定の経緯

本基準の制定に当たっては、令和6年10月10日に食料・農業・農村政策審議会に諮問し、同審議会農業農村振興整備部会技術小委員会に付託され、2回の審議（令和6年11月25日、令和7年3月28日）を経て、令和7年3月28日に基準（案）が適当である旨を食料・農業・農村政策審議会に報告、同日付で同審議会から答申がなされた。

なお、本基準作成の際には、学識経験者より意見を聴取した上で、農村振興局関係課、地方農政局、国営事業所及び都道府県の土地改良事業関係者等に基準（案）の査読を依頼し、さらに、パブリックコメントを行った。

3. 計画基準について

計画基準は、計画基準が本来有すべき規範性と、技術に求められる即時性、柔軟性、選択性等を確保するため、①基準本文（事務次官依命通知）、②基準の運用（農村振興局長通知）、③基準及び運用の解説、④技術書の四つで構成されている。

これらのうち、地域の特性、個別の現場条件等にかかわらず、全ての計画において遵守すべき事項として、

①基準本文には基本・規範的な事項

②基準の運用には基準本文の具体的な事項

をそれぞれ規定する。

また、①基準本文、②基準の運用に規定した事項について、根拠や背景等を明確にし、それらの適切な運用及び技術の向上を図る観点から、③基準及び運用の解説を整備する。

さらに、①基準本文、②基準の運用で一律に定めない事項、地域の特性、現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、標準的な計画事例、その他参考となる事項等については、④技術書として整備する。

